

仮設許可申請の手引き

(建築基準法第 85 条第 6 項及び第 7 項、第 87 条の 3 第 6 項及び第 7 項)

令和 3 年 8 月 作成
令和 4 年 5 月 改正
令和 5 年 2 月 改正
令和 7 年 4 月 改正
岡山市都市整備局
住宅・建築部建築指導課

【A. はじめに】

恒久的な建築物ではない仮設建築物を建築する場合には、建築基準法（以下「法」という。）第85条第6項又は第7項の規定に基づく許可を受けることにより、法令の一部の規定を適用しないことができます。

また、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合についても、法第87条の3第6項又は第7項の規定に基づく許可（法第85条第6項又は第7項の規定に基づく許可と合わせて、以下「仮設許可」という。）を受けることで同様に法令の一部の規定を適用しないことができる制度が、令和元年6月25日に全面施行された「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」により創設されています。

仮設許可は申請者の判断による任意の許可申請ですので、仮設建築物全てについて許可が必要となるわけではなく、仮設建築物であっても除外する（したい）条文が無い場合は、必ずしも仮設許可を受ける必要はありません。

その場合は、通常どおり確認申請又は計画通知の後に工事着手すれば足りませんが、法の規定が全てかかることに注意して下さい。

なお、法第6条及び第18条は仮設許可による適用除外規定に含まれないため、仮設許可を受けても確認申請又は計画通知は必要となります。

岡山市では、仮設許可の基準として『岡山市仮設建築物等許可基準』（P.8～P.12を参照。）を定めており、当該基準に適合するもののみを許可しています。

申請に際しては当該基準の内容を十分に確認し、必要に応じて建築指導課指導係と協議をして下さい。

特に、事業スケジュール等の関係により、許可基準第6条（仮設建築物等を必要とする事業等の担保）に適合しない場合が多いため、仮設許可を受ける予定のある場合は、本体建築物の事業スケジュール等にも注意して計画して下さい。

【B. 許可申請に際して】

岡山市では、仮設許可申請に際しての注意事項や必要書類等をまとめた本手引きの他、申請書のデータや許可基準等の情報をWebページにて公開していますので、申請の参考として下さい。

【参考】関連情報のWebページ掲載先

検索サイトにて 岡山市 建築指導課 で検索



建築指導課トップページ | 岡山市



業務内容の ・ 建築許可・認定……………〔許可関連の情報〕



業務内容の ・ 市条例・規則・要綱・指針等……………〔許可基準〕

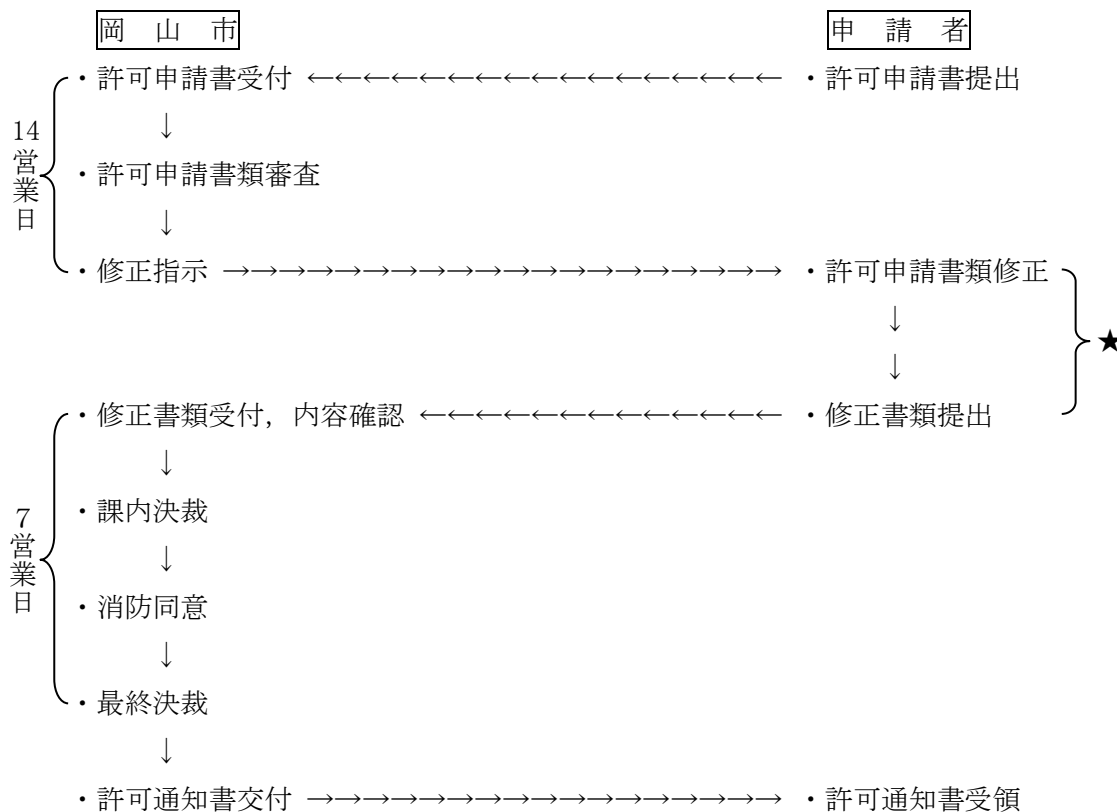


業務内容の ・ 建築各種様式



建築許可等（指導係）の ・ 建築許可等の様式はこちらです……〔様式, 申請手引き〕

【C. 許可スケジュール】（※記載している期間は目安です。★の期間は申請者側の対応次第。）



【D. よくある質問と回答】

Q 1：仮設建築物から延焼ラインは発生しますか？

A 1：仮設許可を受けた建築物については、将来的に撤去することが担保されているため、岡山市仮設建築物等許可基準第7条第二号後段の規定により、仮設建築物に係る延焼ラインは発生しないものとして取り扱います。

Q 2：仮設建築物の構造計算は、どのルートで計算すれば良いですか？

A 2：岡山市仮設建築物等許可基準第7条第三号の規定により、法第20条に掲げる区分により構造計算が必要となる場合は、通常の場合と同様のルートにて計算をして下さい。

Q 3：一戸建て住宅形式の住宅展示場は仮設許可の対象になりますか？

A 3：岡山市では一戸建て住宅形式の住宅展示場は仮設許可の対象としていません。

Q 4：1年以内に撤去するとして仮設許可を受けた仮設建築物（代替建築物以外）について、再度仮設許可を受けることで1年を超えて存続させることは可能ですか？

A 4：岡山市仮設建築物等許可基準第11条第二号ただし書きの規定により、代替建築物以外の仮設建築物は当初の設置から1年以内が存続期間の限度になります。

Q 5：本体建築物の敷地内に仮設建築物を建築する場合、確認申請又は計画通知は仮設建築物単独での別申請として良いですか？本体建築物の計画変更になりますか？

A 5：岡山市に確認申請又は計画通知を提出する場合は、本体建築物と仮設建築物の申請は分けて行う取り扱い（本体建築物の計画変更ではなく、仮設建築物単独での別申請）としています。なお、指定確認検査機関に申請をする場合は、各機関と協議して下さい。

【E. 許可申請に係る必要書類、及び許可による適用除外規定】

法第85条第6項許可（仮設建築物等の建築許可）の必要書類

1. 申請書第44号様式【施行規則第10条の4】（正・副各1部（1～14の書類を添付）
2. 委任状（本人申請以外の場合。） [申請手数料：120,000円]

市建基法施行細則第5条による書類 (※赤文字は細則第5条第5項の規定により求める、参考となる記載事項及び図書)		
図書の種類		明示すべき事項
3.	附近見取図	方位、道路及び目標となる地物（S=1/2500）
4.	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置・幅員及び種類、汚水雨水排水経路、既存建築物の耐火・準耐火・その他の別、敷地内通路の位置及び幅員
5.	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、壁・開口部の位置及び面積、換気扇の位置及び仕様、避難規定に係る適不適の検討、廊下の有効寸法、階段の蹴上・踏面・踊場寸法及び手摺の有無、令第120条及び令第125条の歩行距離、令第121条第3項の重複距離
6.	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造
7.	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ及び建築物の高さ
8.	建築物の基礎詳細図	平成12年告示第1347号に基づく基礎構造の詳細（告示仕様によらない場合、又は令第38条第4項の規定に基づく構造計算による基礎とした場合は、構造安全性に関する根拠を示すこと）
9.	LVS検討書	採光・換気・排煙の検討（開口部寸法等の根拠資料を含む）
10.	シックハウス検討書	換気量・使用材料の検討（換気扇仕様図、圧損検討資料を含む）
11.	事業工程表	仮設建築物等を必要とする事業全体の工程表で、仮設建築物等の建設、存続期間、解体撤去の工程がわかるもの（代替建築物の場合、本体建築物の工事工程を含む）
12.	各主要室面積比較表	仮設建築物等、従前の建築物、本体建築物を比較したもの（各主要室の寸法及び室用途が記載された図面等の資料を含む）
13.	仮設建築物等を必要とする事業等の担保を判断するための書類	許可基準第6条に掲げる区分ごとに判断の際に必要な書類等の写し（判断に際し本体建築物等の確認済証を必要とするもので、本体建築物等の確認申請若しくは計画通知を申請中の場合は、引受書の写しがあれば受付は可能だが、許可は確認済証の写しの添付後となる）
14.	既存建築物検討資料	既存建築物がある敷地内に建築する場合で、既存建築物へ採光・換気・排煙等の影響が出る場合、影響項目の検討及び根拠資料

【※注1】申請書第二面. 13. の「存続期間」には、解体撤去の期間は含みません。

【※注2】申請書第二面. 14. の「許可を要する理由」は具体的に記載して下さい。

[例：選挙用後援会事務所]いつ行われる何の選挙の選挙用後援会事務所として使用するか。

[例：代替建築物]何の工事で代替が必要となる、どのような用途の建築物であるか。

[例：モデルルーム]どこに建築される何の物件のモデルルームとして使用するか。

【※注3】規模等により構造計算書の添付を求める場合があります。

【※注4】法第85条第6項の仮設許可を受けた仮設建築物であっても、確認申請は必要です。

【※注5】法第85条第7項の許可の場合もこの内容に準じて下さい。（申請手数料は160,000円）

法第 8 5 条第 6 項許可(仮設建築物等の建築許可)による適用除外規定

・ 法第 8 5 条第 6 項後段の規定による適用除外

- ☐ 特定建築物の定期調査報告, 定期点検 【法第 1 2 条第 1 項, 法第 1 2 条第 2 項】
- ☐ 特定建築設備等の定期検査報告, 定期点検 【法第 1 2 条第 3 項, 法第 1 2 条第 4 項】
- ☐ 大規模の建築物の主要構造部等 【法第 2 1 条】
- ☐ 屋根 (法 2 2 条区域) 【法第 2 2 条】
- ☐ 外壁 【法第 2 3 条】
- ☐ 建築物が法第 2 2 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置 【法第 2 4 条】
- ☐ 大規模の木造建築物等の外壁等 【法第 2 5 条】
- ☐ 防火壁等 【法第 2 6 条】
- ☐ 耐火建築物等としなければならない特殊建築物 【法第 2 7 条】
- ☐ 便所 【法第 3 1 条】
- ☐ 非常用の昇降機の設置 【法第 3 4 条第 2 項】
- ☐ 特殊建築物等の内装 【法第 3 5 条の 2】
- ☐ 無窓の居室等の主要構造部 【法第 3 5 条の 3】
- ☐ 建築材料の品質 【法第 3 7 条】
- ☐ 都市計画区域等における建築物の敷地, 構造, 建築設備及び用途 (集団規定) 【法第 3 章】

・ 令第 1 4 7 条第 1 項の規定による適用除外 (高さが 6 0 m 以下のものに限る。)

- ☐ 居室の床の高さ及び防湿方法 【令第 2 2 条】
- ☐ 便所の採光及び換気 【令第 2 8 条】
- ☐ くみ取便所の構造 【令第 2 9 条】
- ☐ 特殊建築物及び特定区域の便所の構造 【令第 3 0 条】
- ☐ 構造部材の耐久 【令第 3 7 条】
- ☐ 構造耐力上必要な軸組等 (木造) 【令第 4 6 条】
- ☐ 外壁内部等の防腐措置等 (木造) 【令第 4 9 条】
- ☐ 接合 (鉄骨造) 【令第 6 7 条】
- ☐ 柱の防火被覆 (鉄骨造) 【令第 7 0 条】
- ☐ 構造計算 【令第 3 章第 8 節】 (※計算方法の適用除外であり, 計算が不要となるわけではないため注意。)
- ☐ 防火区画 【令第 1 1 2 条】
- ☐ 建築物の界壁, 間仕切壁及び隔壁 【令第 1 1 4 条】
- ☐ 特殊建築物等の内装 【令第 5 章の 2】
- ☐ 建築設備の構造強度 (屋上から突出する水槽、煙突等に限る。) 【令第 1 2 9 条の 2 の 3】
- ☐ 非常用の昇降機の設置を要しない建築物 【令第 1 2 9 条の 1 3 の 2】
- ☐ 非常用の昇降機の設置及び構造 【令第 1 2 9 条の 1 3 の 3】

・ 関係告示の規定による技術基準の適用除外

- ☐ 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準【H 1 2 . 5 . 2 3 告示第 1 3 4 7 号】
第 1 第 1 項第四号により, 法第 6 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物 (木造の建築物にあっては, 地階を除く階数が 3 以上であるもの, 延べ面積が 3 0 0 m²を超えるもの又は高さが 1 6 m を超えるものに限る。)を除き, 基礎の構造方法の適用除外。 (※基礎が不要となるわけではないため注意。)
- ☐ 鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準【H 1 2 . 5 . 3 1 告示第 1 4 5 6 号】
告示本文により, 法第 6 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物 (木造の建築物にあっては, 地階を除く階数が 3 以上であるもの, 延べ面積が 3 0 0 m²を超えるもの又は高さが 1 6 m を超えるものに限る。)を除き, 柱脚の基礎への緊結方法の適用除外。 (※緊結が不要となるわけではないため注意。)

・ 関係法令の規定による適用除外 (参考 詳細については担当課と協議すること)

- ☐ 開発行為の許可 【都市計画法第 2 9 条第 1 項第 1 1 号, 同法施行令第 2 2 条第一号】

- ☐ 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限 【都市計画法第43条第1項第三号】
- ☐ 省エネ基準適合義務，省エネ適判等 【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第三号，同法施行令第4条第3項第三号】

法第 8 7 条の 3 第 6 項許可(用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可)の必要書類

1. 申請書第 4 4 号様式【施行規則第 1 0 条の 4】(正・副各 1 部 (1～1 4 の書類を添付))
2. 委任状 (本人申請以外の場合。) [申請手数料：120,000円]

市建基法施行細則第 5 条による書類 (※赤文字は細則第 5 条第 5 項の規定により求める、参考となる記載事項及び図書)		
図書の種類		明示すべき事項
3.	附近見取図	方位、道路及び目標となる地物 (S=1/2500)
4.	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置・幅員及び種類、汚水雨水排水経路、既存建築物の耐火・準耐火・その他の別、敷地内通路の位置及び幅員、用途を変更して使用する建築物の確認及び完了検査の番号及び年月日 (ガイドラインに基づく法適合状況調査を行った場合はその報告書の写しを添付のこと)
5.	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積、壁・開口部の位置及び面積、換気扇の位置及び仕様、避難規定に係る適不適の検討、廊下の有効寸法、階段の蹴上・踏面・踊場寸法及び手摺の有無、令第120条及び令第125条の歩行距離、令第121条第3項の重複距離
6.	2 面以上の立面図	縮尺、間口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造
7.	2 面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ及び建築物の高さ
8.	L V S 検討書	採光・換気・排煙の検討 (開口部寸法等の根拠資料を含む)
9.	シックハウス検討書	換気量・使用材料の検討 (換気扇仕様図、圧損検討資料を含む)
10.	事業工程表	仮設建築物等を必要とする事業全体の工程表で、仮設建築物等の用途変更工事、存続期間、従前用途に戻す工事の工程がわかるもの (代替建築物の場合、本体建築物の工事工程を含む)
11.	各主要室面積比較表	仮設建築物等、従前の建築物、本体建築物を比較したもの (各主要室の寸法及び室用途が記載された図面等の資料を含む)
12.	仮設建築物等を必要とする事業等の担保を判断するための書類	許可基準第6条に掲げる区分ごとに判断の際に必要な書類等の写し (判断に際し本体建築物等の確認済証を必要とするもので、本体建築物等の確認申請若しくは計画通知を申請中の場合は、引受書の写しがあれば受付は可能だが、許可は確認済証の写しの添付後となる)
13.	建物重量説明書等	既存建築物及び用途変更部分の重量等の根拠がわかるもの等
14.	防火管理体制説明書	既存建築物の一部の用途を変更して使用する場合で、使用する部分と既存部分相互の管理者又は相互の営業時間が異なる場合に必要

【※注 1】申請書第二面. 13. の「存続期間」には、従前の用途に戻す工事の期間は含みません。

【※注 2】申請書第二面. 14. の「許可を要する理由」は具体的に記載して下さい。

[例：選挙用後援会事務所]いつ行われる何の選挙の選挙用後援会事務所として使用するか。

[例：代替建築物]何の工事で代替が必要となる、どのような用途の建築物であるか。

【※注 3】法第 8 7 条の 3 第 6 項の許可を受けた建築物であっても、用途変更の確認申請が必要な規模及び用途である場合は、別途確認申請が必要です。

【※注 4】法第 8 7 条の 3 第 7 項の許可の場合もこの内容に準じて下さい。(申請手数料は160,000円)

法第 8 7 条の 3 第 6 項許可(用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可)による適用除外規定

・ 法第 8 7 条の 3 第 6 項後段の規定による適用除外

- ☐ 特定建築物の定期調査報告, 定期点検 【法第 1 2 条第 1 項, 法第 1 2 条第 2 項】
- ☐ 特定建築設備等の定期検査報告, 定期点検 【法第 1 2 条第 3 項, 法第 1 2 条第 4 項】
- ☐ 大規模の建築物の主要構造部等 【法第 2 1 条】
- ☐ 屋根 (法 2 2 条区域) 【法第 2 2 条】
- ☐ 建築物が法第 2 2 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置 【法第 2 4 条】
- ☐ 防火壁等 【法第 2 6 条】
- ☐ 耐火建築物等としなければならない特殊建築物 【法第 2 7 条】
- ☐ 非常用の昇降機の設置 【法第 3 4 条第 2 項】
- ☐ 特殊建築物等の内装 【法第 3 5 条の 2】
- ☐ 無窓の居室等の主要構造部 【法第 3 5 条の 3】
- ☐ 都市計画区域等における建築物の敷地, 構造, 建築設備及び用途 (集団規定) 【法第 3 章】
- ☐ 用途の変更に対するこの法律の準用 (集団規定関係) 【法第 8 7 条第 2 項】

・ 令第 1 4 7 条第 2 項の規定による適用除外 (高さが 6 0 m 以下のものに限る。)

- ☐ 居室の床の高さ及び防湿方法 【令第 2 2 条】
- ☐ 便所の採光及び換気 【令第 2 8 条】
- ☐ くみ取便所の構造 【令第 2 9 条】
- ☐ 特殊建築物及び特定区域の便所の構造 【令第 3 0 条】
- ☐ 構造耐力上必要な軸組等 (木造) 【令第 4 6 条】
- ☐ 外壁内部等の防腐措置等 (木造) 【令第 4 9 条】
- ☐ 防火区画 【令第 1 1 2 条】
- ☐ 建築物の界壁, 間仕切壁及び隔壁 【令第 1 1 4 条】
- ☐ 特殊建築物等の内装 【令第 5 章の 2】
- ☐ 非常用の昇降機の設置を要しない建築物 【令第 1 2 9 条の 1 3 の 2】
- ☐ 非常用の昇降機の設置及び構造 【令第 1 2 9 条の 1 3 の 3】

【F. 関係資料等】

岡山市仮設建築物等許可基準

令和元年 12月 16日 施行

令和4年 5月 31日 改正

令和5年 2月 1日 改正

令和7年 4月 1日 改正

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づく仮設建築物等に関する許可に際して、安全上、防火上及び衛生上支障がないことの判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準で用いる用語の定義は次の各号に定めるとおりとし、特段の定めのないものについては、法又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めによるものとする。

一 仮設建築物等 法第85条第6項に規定する「仮設興行場等」、法第87条の3第6項に規定する「興行場等」、法第87条の3第7項に規定する「特別興行場等」をいう。

二 仮設建築物等に関する許可 法第85条第6項又は第7項の規定に基づく「仮設興行場等」の建築許可、法第87条の3第6項又は第7項の規定に基づく「興行場等」又は「特別興行場等」として建築物の用途を変更して一時的に使用する許可をいう。

三 代替建築物 建築物の建替工事等を施工するため、その工事の期間中当該従前の建築物に代えて必要となる建築物をいう。

四 本体建築物 代替建築物が必要となる工事の工事対象となる建築物をいう。

(運用の原則)

第3条 仮設建築物等に関する許可は、使用期間が短く撤去されることが明らかなもの、又は工事中等の限られた期間のみ使用されるものである仮設建築物等について、恒久的にその場所に存在するものではない前提で法令の一部の規定を適用除外とするものである。よって、仮設建築物等を必要とする事業の実施が担保されるもので、規模及び存続

期間が必要最小限であり、かつその場所に設置する必要性の高いものに限り、例外的に本基準を運用するものとする。なお、本基準を満たすのみならず、立地状況や利用形態により、周囲への影響にも十分配慮した計画とするよう努めること。

当該原則に基づき、本許可基準に適合するもののみ許可します。

(適用の対象等)

この表に掲げるもののみが許可の対象になります。

第4条 本基準に基づく許可の対象となる建築物は、次の表(い)欄各項に掲げる用途に供するもので、存続期間が(ろ)欄各項に掲げる期間以内であり、申請敷地が(は)欄各項に掲げる地域又は区域以外である建築物とする。

	(い)	(ろ)	(は)
(1)	興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類するもの (興行期間又は開催期間が確定しているものに限る。)	1年(法第85条第7項の規定に基づき仮設興行場等を建築する場合、又は特別興行場等は当該興行等に必要な期間。)	第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域
(2)	代替建築物である店舗、学校等、保育園、診療所その他これらに類するもので、当該工事を行う敷地の近隣に設けられるもの	当該工事に必要な期間	—
(3)	工事を施工するために設ける事務所、下小屋、材料置場その他これに類するもの(現場から相当距離が離れる等法第85条第2項の規定に該当しないもの。)	当該工事に必要な期間	—
(4)	共同住宅等の販売のためのモデルルームその他これに類するもので、当該販売の目的となる共同住宅等の敷地の近隣に設けられるもの	1年	用途地域の定められていない市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。)
(5)	選挙用事務所その他これに類するもの(当該選挙の区域内であるものに限る。)	当該選挙の告示日の3ヵ月前から投票日以後1ヵ月	—

(6)		代替仮設工場は 再建に必要な期 間，復興需要仮 設工場は1年	—
-----	--	---	---

(床面積)

仮設建築物等の各主要室の床面積は，必要最小限とする必要があるため注意。

第5条 仮設建築物等の各主要室（必要物品を保管する倉庫等を含み，廊下及び便所等を除く。）の床面積は必要最小限とすること。

(仮設建築物等を必要とする事業等の担保)

第6条 第4条表中第1項に掲げる建築物については，仮設建築物等を必要とする事業が実施されることの担保を，興行期間又は開催期間が広告等により広く周知されていることをもって判断する。

代替建築物は，本体建築物の事業スケジュール等の影響を受けるため注意。

2 第4条表中第2項に掲げる建築物については，代替建築物であること及び必要床面積の担保を，次の各号に掲げる基準に適合することをもって判断する。

- 一 本体建築物の工事の設計図書が完成していること。
- 二 本体建築物の工事が，確認申請若しくは計画通知を伴う場合は，原則として確認済証の交付を受けていること。

3 第4条表中第3項に掲げる建築物については，仮設建築物等を必要とする工事が実施されることの担保を，前項第一号及び第二号の規定を準用し判断する。

4 第4条表中第4項に掲げる建築物については，モデルルーム等であること及び必要床面積の担保を，第2項の規定を準用し判断する。この場合において，「本体建築物の工事」とあるのは「販売の目的となる共同住宅等の工事」と，「代替建築物」とあるのは「モデルルームその他これに類するもの」と読み替えるものとする。

モデルルームも同様。

5 第4条表中第5項に掲げる建築物については，仮設建築物等を必要とする選挙が実施されることの担保を，次の各号に掲げる基準に適合することをもって判断する。

- 一 任期満了に伴う選挙については，公職選挙法の規定に基づく選挙期日のうち，最短となる日から起算した存続期間となる申請であること。
- 二 解散等に伴う選挙については，その事実のあった日以降の申請であること。

6 第4条表中第6項に掲げる建築物については，仮設工場等であることの担保を，当該原因となった災害が発生した事実をもって判断する。

(仮設興行場等に関する技術基準)

第7条 法第85条第6項の規定に基づき仮設興行場等を建築する場合は、次に掲げる技術基準に適合すること。

一 建築する仮設興行場等は、仮設建築物等に関する許可を受けることで適用が除外される規定を除き、建築基準関係規定を満足すること。

二 既存建築物がある敷地内に建築する場合は、既存建築物の採光、換気、排煙、非常用進入口、敷地内通路及び接道を妨げない配置とすること。なお、仮設興行場等と既存建築物の相互間には、延焼のおそれのある部分は発生しないものとして取り扱う。

三 法第20条に掲げる区分により、構造耐力の安全性を確認すること。なお、仮設興行場等の存続期間や時期等を考慮し、設計者の判断により設計条件の設定を行うことは妨げない。

法第20条は適用除外規定ではないため、規模によっては構造計算が必要。

四 基礎は令第38条の規定に基づいた構造とすること。なお、法第6条第1項第三号に掲げる建築物、又は法第6条第1項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの又は高さ16メートルを超えるものを除く。）で、平成12年5月23日建設省告示第1347号第1第1項第四号の規定に基づき同告示に規定された仕様以外の基礎とする場合、又は令第38条第4項の規定に基づく構造計算による基礎とする場合は、構造安全性に関する根拠を示すこと。

基礎の設置は適用除外とならないため注意。

五 敷地内の雨水、汚水等の排水処理が適切に行える計画とすること。

(興行場等に関する技術基準)

第8条 法第87条の3第6項の規定に基づき建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合は、次に掲げる技術基準に適合すること。

一 用途を変更して使用する建築物は、確認済証及び完了検査済証の交付を受けたものであり、その後も適法な状態で管理されていること。ただし、国土交通省が策定している「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づく法適合状況調査等により、既存建築物が法に適合していることが明らかになった場合についてはこの限りではない。

二 用途の変更をする部分は、仮設建築物等に関する許可を受けることで適用が除外される規定を除き、建築基準関係規定を満足すること。

三 原則として、用途の変更により建物重量が従前よりも大きくなり等、構造耐力上危険性が增大しないこと。

四 既存建築物の一部の用途を変更して一時的に使用する場合で、使用する部分と既存部分相互の管理者又は相互の営業時間が異なる場合は、適切な防火管理体制が構築されていること。

五 敷地内の雨水、汚水等の排水処理が適切に行える計画とすること。

(1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等に関する技術基準)

第9条 法第85条第7項の規定に基づき仮設興行場等を建築する場合は、第7条の規定を準用すると共に、立地状況や利用形態等により個別に安全上、防火上及び衛生上支障がないことを判断し、適切と認められる場合に建築審査会に同意を求めるものとする。

(1年を超えて使用する特別の必要がある特別興行場等に関する技術基準)

第10条 法第87条の3第7項の規定に基づき建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合は、第8条の規定を準用すると共に、立地状況や利用形態等により個別に安全上、防火上及び衛生上支障がないことを判断し、適切と認められる場合に建築審査会に同意を求めるものとする。

(許可期間終了後の措置)

第11条 許可期間終了後は、ただちに仮設建築物等を撤去若しくは従前の用途に戻すこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、その存続期間を延長することができる。

一 第4条表中(ろ)欄に掲げる期間が「当該工事に必要な期間」又は「再建に必要な期間」とされている建築物で、工事の工程遅延等やむを得ない理由があり、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合。

二 第一号に掲げる建築物以外(第4条表中(ろ)欄に掲げる期間が「当該興行等に必要な期間」とされているものを除く。)で、許可期間が終了する前に、再度法第85条第6項又は法第87条の3第6項の規定に基づく許可を受けた場合。ただし、延長できる存続期間は、当初許可における存続期間を含めて1年以内に限る。

(その他の特例)

代替建築物以外は、当初の設置から1年以内が存続期間の限度となるため注意。

第12条 本基準に適合しない事項について、安全上、防火上及び衛生上、本基準と同等以上に支障がないと認められる場合については、当該基準によらないことができる。

付則

(施行期日)

この基準は、令和元年12月16日から施行する。

(施行期日)

改正後のこの基準は、令和４年５月３１日から施行する。

(施行期日)

改正後のこの基準は、令和５年２月１日から施行する。

(施行期日)

改正後のこの基準は、令和７年４月１日から施行する。